

小児慢性特定疾病児童等の 日常生活用具給付について

身体障がい者手帳による給付の対象とならない、小児慢性特定疾病に
り患している児童等に、日常生活を支援するための用具を給付します。

◇ 対象者(以下①～②の全てに該当する方)

① 市内に住所を有し、身体障がい者手帳による日常生活用具の給付の
対象とならない児童等

(ただし、18 歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20 歳未満
の者も含む)

② 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方

(他制度での給付対象者を除く)

※症状に応じて、給付種目が異なりますので、詳細は「◇給付種目」をご参照くだ
さい。

◇ 申請に必要な書類

申請書・世帯状況収入等調書・意見書(所定の様式になります。山形
市公式ホームページよりダウンロード可。)

小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、給付を受けたい用具のカタ
ログ等、世帯の課税状況が確認できる書類（転入者のみ）、印鑑

◇ 自己負担額

基準額の範囲内で、市町村民税の課税状況に応じて自己負担額が設
定されます。

詳しくは山形市障がい福祉課給付係にお問い合わせください。

※各用具の基準額については、「◇給付種目」をご参照ください。

【お問い合わせ】

山形市 障がい福祉課 給付係

(山形市役所 2 階 26 番窓口)

TEL 023-641-1212(内線 550)

◇給付種目

種 目	対 象 者	基準額	性 能 等	耐用年数
便器	常時介助を要する者	4,450 円 (手すりを付けた場合にあっては、5,400 円)	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)	8 年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	19,600 円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5 年
特殊便器	上肢機能に障がいがある者	151,200 円	リモコン等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8 年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000 円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8 年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	60,000 円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	8 年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000 円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	8 年
特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000 円	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5 年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000 円	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5 年
車いす	下肢が不自由な者	70,400 円	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	6 年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所中)の者についても対象)	12,160 円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3 年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいがある者	56,400 円	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	5 年
クールベスト	体温の調節が著しく難しい者	20,000 円	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1 年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	37,800 円 (年額上限)	紫外線をカットできるもの	—

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がい のある者	36,000 円	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	5 年
パルスオキシメ ーター	人工呼吸器の装着が 必要な者	157,500 円	呼吸状態を継続的にモニタリングすること が可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児 童等又は介助者が容易に使用し得るもの	6 年

注) 原則として、耐用年数内での再給付はできませんのでご注意ください。